

令和4年鉾田市農業委員会3月定例総会議事録

日 時	令和4年3月25日（金）午後2時00分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>櫻井 健一</td><td>出</td><td>13番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>富田 省三</td><td>出</td><td>15番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菊地 博</td><td>出</td><td>16番</td><td>出沼 丈夫</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>浜田 洋一</td><td>出</td><td>17番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>米川 完一</td><td>出</td><td>18番</td><td>菊川 俊雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>19番</td><td>飯塚 康雄</td><td>欠</td></tr> <tr><td>8番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>20番</td><td>郡司 光一</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>21番</td><td>浅野 登</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>22番</td><td>鈴木 新吾</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>23番</td><td>大久保 稔</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>24番</td><td>小松崎善一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																										
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																										
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																										
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出																																																																										
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																										
6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出																																																																										
7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠																																																																										
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	出																																																																										
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出																																																																										
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出																																																																										
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出																																																																										
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	23番 大久保 稔 24番 小松崎 善一																																																																														
書 記	酒井係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第 6 号 令和4年度農作業臨時雇標準賃金の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権</p>																																																																														

	<p>利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>報告第 5 号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について</p> <p>報告第 6 号 銚田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について</p> <p>その他</p>
<p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>定刻となりましたので、令和 4 年銚田市農業委員会 3 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>皆さん、こんにちは。今日は非常に天気にも恵まれてよかったですけれども、ただ花粉で悩んでいる方はだんだん症状が悪化してくるような、そんな感じで大変だなと思います。</p> <p>全体のこういう総会も 1 年以上やっていなく、半分半分とされてやってきましたけれども、やはりこうやって全員で集まって総会をやるのが本来の目的でありますけれども、全国的、世界的にもコロナで全部取りやめられ、書類決議だとか、いろいろやっておりますけれども、農業委員会に対しましては、半数以上ですと毎月毎月総会をやっているような、そんな感じでございます。</p> <p>それと、私たち農業委員になりましてから 3 年間、今日が最後となります。皆様、24 名の方全員、農業委員会並びに市のために農地の転用等、いろいろ当たったと思いますけれども、皆様にご協力をいただきまして、3 年間、円滑に進めることができました。これもひとえに皆様の力だと思っております。3 年以上続けておりますけれども、今回でやめられる方、残る方もいらっしゃいますけれども、ひとつこれからも、農業委員を終わってからも、やはり市のためにひとつ皆さんで力を合わせて、銚田市の発展のために尽くしていただければ幸いと思っております。</p> <p>それでは、総会終了後にもいろいろ式典もあると思っておりますけれども、今日も一日、皆様に気を引き締めて慎重審議のほうをよろしく願いいたします。どうもご苦労さまでございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>

議 長	<p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。</p> <p>ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会3月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議 長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、23番 大久保稔 委員、24番 小松崎善一 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>19番 飯塚委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>

議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号16番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>番号1番から番号16番まで，ご説明いたします。</p> <p>申請件数につきましては16件，地目，田が5筆，畑が18筆，合計23筆。面積は10万7，593平方メートルでございます。</p> <p>契約内容につきましては，売買10件，普通贈与3件，交換2件，賃貸借1件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても，農地法第3条第2項の各号には該当しないため，許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては，農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	<p>9番，草野です。1番について説明いたします。</p> <p>譲受人，■■■■さんと譲渡人，■■■■さんは親戚でございます。大川生まれの■■■■さんが申請地の管理ができなくなったため，近所である■■■■さんとの売買が円満にまとまったそうです。■■■■さんは工務店経営を息子に譲り，サツマイモや飼料作物などを作付し，経営面積も139アールあり，年間150日以上農業に従事しております。取得後は，飼料作物，麦などを作るそうです。</p> <p>以上のような理由から，権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので，よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	続きまして，番号2番，番号3番について地元委員の説明を求めます。
城田俊男委員	<p>15番，城田です。</p> <p>譲受人，■■■■さんの案件ですが，譲渡人，2番の■■■■さんと3番の■■■■さんは親子ですので，この2件の案件をまとめて説明に入りたいと思います。</p> <p>譲渡人，■■■■さんが大病を患いまして体調不良が続きまして，女性2人での水田の耕作が難しいということなので，手放すことになったそうです。土地改良区からの話でまとまったということですので。■■■■さんは現在，野菜農家としてハウレンソウなどを主体とし</p>

<p>議 長 出沼丈夫委員</p>	<p>での経営だそうです。譲受人の■■■■さんは、息子さんの■■■さんと、米、サツマイモ、ネギなど、10ヘクタールの以上の経営で、今回も場所がその近くということで、経営の拡大ということで取得することにしたそうです。</p> <p>以上の理由から、譲受人は年間250日以上農作業に従事しており、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。権利移動に係る許可要件についても問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 浅野登委員</p>	<p>16番、出沼です。4番についてご報告いたします。</p> <p>譲渡人の■■■■さんと■■■■の会長さんは古くからの付き合いがありまして、最近、■■■さんが高齢化に伴い、農作業がなかなかできなくなったような感じだということで、■■■さんに相談したところ、■■■さんが広く受け入れてくれまして、賃貸借の話が進みました。■■■さんは農地所有適格法人でもあり、養豚業も大規模に行っておりますが、従業員5人は毎日のようにサツマイモや農作業に携わっているとのことですので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>21番、浅野です。5番について説明いたします。</p> <p>このたび譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんの間で、普通贈与が円満にまとまったということでございます。■■■■さんはイチゴを中心とした農家であり、農作業に常時熱心に取り組んでおります。特に問題はない案件と思われまますが、よろしくご審議のほどお願ひします。</p> <p>続きまして、番号6番から番号8番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>6番について説明いたします。</p> <p>■■■さんと■■■さんは親戚同士でありまして、今回、■■■さんの田んぼを■■■さんが作るということで、贈与がまとまったところでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。</p> <p>7番について説明いたします。</p> <p>■■■■さんと■■■■さんは、元は近所同士でございまして、■■■さんが柏熊のほうにうちを建てて住んでからも付き合いがあり、今回、■■■さんに貸している土地を買ってもらうということで</p>

	<p>売買が成立したそうでございますので、よろしくお願いたしたい と思います。</p> <p>8番について説明いたします。</p> <p>■■■さんと■■■さんは、もともと■■■さんが■■■さんの土地を耕 しておりまして、今回、■■■さんが高齢ということで、売買が成立 したそうでございますので、よろしく審議お願いたしたいと思いま す。</p>
<p>議 長 菅谷幸子委員</p>	<p>続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>8番、菅谷です。9番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■さんは、汲上地区に元の実家がありまして、そこで 贈与された自分のものである汲上地区下宿の土地を、そばにある譲 受人の■■■さんとの間で売買契約が円満にまとまったというこ とでございます。よろしくご審議のほどお願いたします。</p>
<p>議 長 富田省三委員</p>	<p>続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。10番に対しまして説明いたします。</p> <p>この案件ですが、■■■さん、譲受人の方は、この場所、農地 を長年借りていたということです。今回、■■■の紹 介で売買が成立いたしました。■■■さんは大農家でありまして、ミ ズナ、ハウレンソウなどを栽培し、外人さんなど四、五人使って、 大々的な農家でございます。今後、取得した後は、農地法第3条第 2項の権利移動に関する要件に対しましては何ら問題ないと思いま すので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>続きまして、番号11番、番号12番について地元委員の説明を 求めます。</p> <p>18番、菊川です。11番と12番は交換の案件なので、一度に 申し上げます。</p> <p>譲受人、■■■さんと■■■さんは近所で、もともと■■■さんは■■■ さんの畑を借りており、■■■さんの家の近くにある■■■さんの畑を 交換できないかということで話が円満にまとまったということ です。■■■さんは葉物を中心とした農家で、葉物を200アール以上 作っているとのこと。面積の違いは多少ありますが、利便性を 考えてのことだと思われ。何ら問題はないと思われ。よろしく審議の ほどお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>鈴木新吾委員</p>	<p>22番, 鈴木です。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■さんが田んぼはもうできないということで, ■■■さんに譲るということで, 契約が円満にまとまったということです。何ら問題はないと思いますので, よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます, 番号14番, 番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大久保稔委員</p>	<p>23番, 大久保です。14番について説明します。 譲受人, ■■■, ■■■, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんとの間での売買契約となります。譲受人, ■■■さんは, 以前にも何回か案件に上がったサツマイモの6次産業として一貫経営している農地所有適格法人です。何ら問題はないと思われます。よろしく審議のほどお願いします。 続いて, 15番について説明します。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんのお父さんは, 同じ地区内の間柄でした。お父さんが亡くなりまして, ■■■さんは農業はやらないので, ■■■さんを買ってくれないかと話したところ, 円満に話が決まったそうです。■■■さんは野菜を中心とした大規模農家です。経営面積も556アール以上あり, 農作業には年間300日以上従事しており, 取得後も耕作事業を行うと認められ, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので, よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます, 番号16番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>小松崎善一委員</p>	<p>24番, 小松崎です。番号16番についてご説明をいたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは近所同士の関係でございます。■■■さんが, 先月, 農業委員会のほうを通して取得した農地の間に■■■さんの農地がありまして, 入る道もなく, 現在, 農業もやっていないというようなことで, 売買契約が円満にまとまったということでもあります。■■■さんは, ジャガイモを栽培して増収を図りたいというようなことでございます。 以上の理由から, 農地法第3条第2項の許可要件を満たしていると思われまますので, ご審議のほどよろしくお願いします。</p>

議	長	<p>それでは、番号1番から番号16番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番から番号16番について申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。番号1番から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局		<p>番号1番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積685平方メートル。 事由、平成25年頃に、農地法の許可を得ずに農地の一部を農機具格納庫として整備して利用しておりましたので、是正の申請をします。 転用計画、農機具格納庫2棟、378平方メートル。始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議	長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

<p>郡司光一委員</p> <p>議 長</p>	<p>20番, 郡司です。1番について報告いたします。</p> <p>去る3月15日, 18番, 菊川委員, 20番, 郡司, 21番, 浅野委員と事務局2名で現地調査を行いました。場所については, 地図1ページの左側でございます。申請の場所については, 地元委員さんによりしくお願いいたします。</p> <p>周囲は集団的に存在する農地の地域であり, 農地区分としては第1種農地と判断します。農業用施設を整備し使用するため, 例外的に許可できると判断しました。また, 始末書添付でございます。</p> <p>農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>米川完一委員</p> <p>議 長</p>	<p>6番, 米川です。番号1番の4条申請について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。申請地は, 地図1ページの左側でありまして, 国道51号線を水戸のほうに向かって行って, ハウジングのところに植田商店というのがありますが, こちらの十字路を海岸のほうに入って1キロぐらいのところ申請地でございます。</p> <p>■■■■さんは, サツマイモを中心とした大型野菜を作っている農家でございます。今回は農地に簡単な施設, 倉庫を建てたということで, 始末書を添付されています。農業施設でありまして, 何の問題はないと思われまますので, ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>それでは, 番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積1,222平方メートル。 事由、カンショを中心とした農業を営んでおり、規模拡大に伴い、カンショの保管場所及び農業用資材置場が不足しているため、申請地に農業用倉庫を整備したい。 転用計画は、農業用倉庫301.42平方メートル。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>18番、菊川です。 去る3月15日、郡司委員、浅野委員と私と事務局で現地調査を行いました。申請地は、1ページの右側です。周囲は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。詳しくは地元委員さんをお願いします。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 富田省三委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。この3番に対しまして説明いたします。 XXXXXXXXXXさんはカンショ専門の農家でございます。今回、申請地に農業規模拡大のために農業施設が不足しているということでありまして、今回、申請地に農業用倉庫を建設し、規模拡大を図るということでございます。XXXXXXXXXXさんはカンショ専門の農家でございます。</p>

	<p>て、従業員なども五、六人使っておりまして、大々的な農家でございます。何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号4番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積1、291平方メートル。 事由、カンショを中心とした農業を営んでおり、規模拡大に伴い申請地に農業用倉庫及びコンテナ置場として利用したい。また、農地法の許可を得ずカンショ貯蔵庫を整備して利用しておりましたので、是正の申請をします。 転用計画は、農業用倉庫112.32平方メートル、農業用資材置場、コンテナ97.11平方メートル。始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 郡司光一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>20番、郡司です。4番について報告いたします。 去る3月15日、18番、20番、21番、3名と事務局2名で現地調査を行いました。場所については、地図2ページの左側でございます。申請地の場所については、地元委員さんをお願いいたします。</p>

	<p>周囲は集団的に存在する農地の区域であり、農地区分としては第1種農地と判断しました。農業用施設を整備し使用するため、例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>米川完一委員</p>	<p>6番、米川です。番号4番の4条申請について説明いたします。場所ではありますが、地図2ページの左側でありまして、国道51号水戸のほうに向かって、上釜の信号機のある十字路を西のほうに五、六百メートル入ったところの右側でございます。■■■さんは、サツマイモ専門の大型農家でありまして、以前、その敷地のところに、その場所のところにトタン屋根で土蔵のキュアリング倉庫を建てておきましたが、手狭になったため、農業用倉庫を建てたいということで、始末書も提出されております。農業用施設でありまして、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>

議 長	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、譲受人、 譲渡人、 。申請地は、 、地目、畑、面積2、726平方メートル。 事由、不動産業を営んでおりますが、管理する住宅及び道路等の修繕工事をするため、申請地に資材置場を整備したい。 転用計画は、資材置場、山砂1、000立方メートル、碎石100立方メートル、コンクリート塊400平方メートル、建設用資材800平方メートル。契約内容は売買です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
浅野登委員	<p>21番、浅野です。1番について報告いたします。 去る3月15日に、18番、菊川委員、20番、郡司委員、21番、浅野と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図2ページの右側の位置です。詳しい場所は、地元委員さん、よろしくをお願いします。 申請地は、宅地と山林に囲まれた地域にある集約性の低い農地で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
菅谷幸子委員	<p>8番、菅谷です。1番についてご説明いたします。 現地調査委員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は2ページ右側になります。国道51号線を鹿島のほうに向かいまして、大洋支所入り口のところから入りまして、大洋中学校、1つ手前の信号のところを左に曲がって500メートルのところになります。山口さんは不動産業を営んでおりますが、資材置場を建設したいとのことです。よろしくご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、譲受人、 譲渡人、。申請地は、 、地目、畑、面積1,076平方メートル。 事由、カンショの生産加工販売を営んでおりますが、平成30年頃より農地法の許可を得ずに会社に隣接する農地の一部を農機具用格納庫・農業用資材置場・トラック駐車場として利用しておりましたので、是正の申請をします。 転用計画は、農機具格納庫2棟、216平方メートル、農業用資材置場200平方メートル、駐車場として200平方メートル。契約内容は売買で、始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長 菊川俊雄委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>18番、菊川です。 去る3月15日、郡可委員、浅野委員、私と事務局で現地調査を行いました。申請地は3ページの左側です。周囲は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分としては第1種農地と判断しました。詳しくは地元委員さんをお願いします。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可</p>

	<p>と判断しましたので、ご報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大久保稔委員</p>	<p>23番、大久保です。2番について説明します。 現地調査員さんをご苦労さまでした。場所は3ページの左側になります。隣のスーパーセイミヤから鹿田方面に約3キロ分ぐらい右側になります。■■■■の倉庫の奥になります。以前より農地の一部を、農機具格納庫、農業用資材置場として利用しておりましたので、いずれも申請をするものです。よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番、使用借人、■■■■、■■■■。使用貸人、■■■■、■■■■。申請地、■■■■、■■■■、地目、畑、面積402平方メートル。 事由、現在、親と同居しているが、子供が生まれ手狭になったため、自己住宅を建築したい。 転用計画は、居宅 自己住宅 148.87平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

<p>浅野登委員</p> <p>議 長</p>	<p>21番, 浅野です。3番について報告いたします。</p> <p>場所については, 地図3ページの右側です。詳しい位置は, 地元委員さん, お願いします。</p> <p>申請地は集団的に存在する農地の地域にあり, 農地区分は第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅として, 例外的に許可できる。農地転用許可基準からの意見として, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>海老原康廣委員</p> <p>議 長</p>	<p>17番, 海老原です。番号3番についてご説明いたします。</p> <p>ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。菊川さん, 郡司さん, 浅野さん, 現況調査, どうもご苦労さまでした。</p> <p>譲受人, ■■■■さんと譲渡人, ■■■■さんは親子関係でございます。子供が生まれ手狭のため, 自己住宅を建築したいとのことです。賃貸契約が円満にまとまったということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>場所は地図3ページ右側です。元の巴第一小学校の跡地より北側に500メートルくらいの位置になります。よろしく願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして, 番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号4番, 譲受人, ■■■■, ■■■■</p>

	<p>。譲渡人， [REDACTED] ， [REDACTED] 。申請地， [REDACTED] ， [REDACTED] ， 地目， 畑， 面積495平方メートル。同じく， [REDACTED] ， 地目， 畑， 面積495平方メートル。</p> <p>事由， 現在， 借家に住んでいるが， 子供が成長し手狭なため， 自己住宅を建築したい。また， 鹿嶋市内で学習塾を営んでおり， 申請地の付近に小学校もあることから学習塾を建築して経営したいということです。</p> <p>転用計画は， 居宅 自己住宅 115.93平方メートル， 学習塾は104.34平方メートル。契約内容は売買。</p> <p>詳細につきましては， 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>浅野登委員</p>	<p>21番， 浅野です。4番について報告いたします。</p> <p>場所については， 地図4ページの左側の位置です。詳しい位置は， 地元委員さんをお願いします。</p> <p>申請地は， 集団的に存在する農地の地域にあり， 農地区分は第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅， 学習塾として例外的に許可できる。農地転用許可基準からの意見として， 転用目的， 位置環境， 実現の確実性， 計画面積など， いずれも適と認め， 3人の総合意見として可と判断しましたので， 報告いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>17番， 海老原です。番号4番についてご説明いたします。</p> <p>ただいまの現況調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は地図4ページ左側です。銚田北中学校正門から南へ100メートルくらいの反対側道路沿いの位置になります。</p> <p>譲受人， [REDACTED] ， [REDACTED] さんと譲渡人， [REDACTED] さんは， 親の代から親交があり， このたび， [REDACTED] さんが借家に住んでいるのですが， 子供が成長し手狭なため自己住宅を建築したいと。また， 申請地の区域に小中学校もあることから， 学習塾を建築して経営したいとのことで， 円満に売買契約がまとまったということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号5番、賃借人、 。賃貸人、。申請地は、 ，地目、畑，面積589平方メートル。 事由、令和2年頃に、農地法の許可を得ずに農地の一部を堆肥舎及び農機具倉庫を整備して使用しておりましたので、是正の申請をします。 転用計画として、堆肥舎が250.98平方メートル、農機具倉庫が30平方メートル。契約内容は賃貸借です。始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 浅野登委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>21番、浅野です。5番について報告いたします。 場所については、地図4ページの右側の位置です。詳しい位置は、地元委員さんをお願いします。 申請地は集団的に存在する農地の地域にあり、農地区分は第1種農地と判断しました。堆肥舎、農機具倉庫を設置し使用するため、例外的に許可できる。農地転用許可基準からの意見として、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積など、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。 なお、既に整備されており、始末書が添付されております。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

菊地博委員	<p>4番, 菊地です。5番について説明いたします。</p> <p>現況調査員の皆さん, ご苦労さまでした。場所は, 県道下太田鉾田線の本郷地区にあります信号を左に曲がり, 道なりに800メートルぐらい行きまして国道51号に抜ける農免道路を600メートル行ったところに[REDACTED]の農地があり, その手前の丁字路を右に1キロぐらい行った左側になります。令和2年頃に, 農地法の許可を得ずに農地の一部を堆肥舎及び農機具倉庫を整備して使用しておりましたので, 是正の申請をします。ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号5番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>番号6番, 譲受人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。譲渡人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。申請地, [REDACTED], [REDACTED], 地目, 畑, 面積460平方メートル。</p> <p>事由, 現在, 借家に住んでいるが, 手狭なため, 自己住宅を建築したい。</p> <p>転用計画は, 居宅 自己住宅 120.57平方メートル。契約内容は普通贈与です。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>

郡司光一委員	<p>20番, 郡司です。6番について報告いたします。</p> <p>去る3月15日に, 委員3名, 事務局2名で現地調査を行いました。場所については, 地図5ページの左側の図です。申請地の場所については, 地元委員さんをお願いいたします。</p> <p>周囲は集団的に存在する農地の地域であり, 農地区分としては第1種農地と判断しました。集落に接続して設置される自己住宅として, 例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積など, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
櫻井健一委員	<p>1番, 櫻井です。6番について説明いたします。</p> <p>調査員の方々, 大変ご苦労さまでございました。調査員さんの報告のとおりでございます。</p> <p>地図5ページ左側になります。国道51号線, 海岸方面になります。中心の道路は海岸線の道路でございます。上部が滝浜地区, 右側が湯坪地区, 左側が柏熊新田地区になります。</p> <p>譲渡人, ■■■さんの農地460平方メートルは, 住居が点在する状況であります。農地区分, 許可要件, 問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>11番, 大貫です。</p> <p>このご関係というのはどうなっているのですか。</p>
櫻井健一委員	<p>親族でございます。</p>
議 長	<p>親族ということでございますので, よろしゅうございますか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議 長	<p>番号6番について質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p>

	<p>番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号7番，譲受人， XXXXXXXXXX ， XXXXXXXXXX 。譲渡人， XXXXXXXXXX ， XXXXXXXXXX 。申請地， XXXXXXXXXX ， XXXXXXXXXX 。地目，畑，面積17平方メートル。
	事由，昭和60年頃に，農地法の許可を得ずに農地の一部に自己住宅を建築して居住しておりましたので，是正の申請をいたします。
	転用計画は，居宅 自己住宅 17平方メートル。契約内容は売買。始末書添付となっております。
	詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。存じます。
	以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菊川俊雄委員	18番，菊川です。
	委員3人と事務局で現地調査を行いました。場所については，5ページ右側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。
	申請理由は，昭和60年頃に，農地法の許可を得ずに農地の一部に自己住宅を建築して居住しておりましたので，是正の申請です。
	農地区分としては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積等，いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告します。
議 長	地元委員の説明を求めます。
富田省三委員	3番，富田でございます。この7番の案件について説明いたします。
	この案件は，先ほどありました XXXXXXXXXX さんの倉庫ですか，倉庫並びに作業所を建てるということで，今回，この場所が出てきたこ

		とです。これは、もともとは[]さんの土地の中にありまして、これは[]さんは建設業をやっておりますが、自己では、はっきりしたことが分からないと。60年頃から自分の住まいとして、面積的には17平方メートルだったら、ほんの少ない場所でございます。今回、[]さんと豊さんとの間で、今まで話し合いをいたしまして、長年、ここに住居に住んでおるのだから、一応売買という形でまとめようという話がまとまったそうです。何ら問題は無いと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)
議	長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	局
		番号1番、申請人、[]、[]。届出地、[]、台帳地目、畑、現況は自己住宅敷地、面積52平方メートル。 変更年月日は平成10年10月11日、確認年月日、令和4年3月15日。非農地証明となります。 以上でございます。

<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けて説明お願いいたします。</p>
<p>浅野登委員</p>	<p>21番、浅野です。1番について報告いたします。 去る3月15日に、18番、菊川委員、20番、郡司委員、21番、浅野と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図6ページの左側の位置です。現地確認したところ、現在、住宅が農地にはみ出している状況でありました。平成8年から既に住宅を建築し、宅地として使用している状況でした。建築より10年以上たっていることから、3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断しましたので、報告いたします。 続きまして、地元委員としての説明をいたします。詳しい場所は茨城鉾田線、舟木のセイミヤより西側へ200メートルぐらい行った左側になります。申請人の■■■■■さんは、申請地の敷地内が実家でございます。数年前に両親とも他界し、空き家状態だったことから、このたび住居を新築して移り住もうと測量を依頼して、宅地からはみ出した住宅が建てられていることに気づいたということです。年数もかなりたっていることから、非農地証明の交付に問題はないと思われまます。よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、申請人、■■■■■、■■■■■。届出地、■■■■■、台帳地目、田、現況は駐車場・資材置場、面積275平方メートル。</p>

<p>議 長</p>	<p>変更年月日は平成10年10月11日、確認年月日は令和4年3月15日。非農地証明となります。 以上でございます。</p>
<p>菊川俊雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>18番、菊川です。 去る3月15日に、委員3人と事務局で現地調査を行いました。場所については、6ページ右側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。 現地確認をしたところ、現在、資材置場になっている状況でした。以上をもって3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断しましたので、ご報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>富田省三委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。この2番の案件について説明いたします。 これは、もともと田んぼでございましたが、今から、昭和60年頃からこういう状態だということで、実際には客土したかしないか分からないというような形でございまして、この■■■さんという方は、もう78歳、80歳になるのかな、こういう方でございまして、前のことはあまり知らないのだということで、現況のままで資材置場として利用しておりましたので、今回、非農地として認めてもらいたいということでございます。何ら問題はないと思っておりますので、申請どおりといたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>田崎の大神、どこら辺になりますか。よく大神と聞くんですけれども、場所、分からないので。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>場所は、造谷、田崎に係るところの脇でございまして、その脇は鹿島線が通っておりまして、場所的には何ら問題はないと思えます。</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>どうですか。よろしいでしょうか。</p> <p>これは鹿島線の駅なんですか、これ。</p>

富田省三委員	<p>いや、元農協から駅に。</p> <p>(田崎に駅はありませんとの声あり)</p>
富田省三委員	<p>鹿島線のその下の道路ですね。 ちょっと説明不足でございましたが、これは旭の運動公園に通ずる道路の下でございます。</p>
議 長	<p>どうでしょうか。理解できましたでしょうか。</p>
大貫修一委員	<p>説明を聞いて分かりました。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事務局	<p>番号3番、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。届出地、XXXXXXXXXX、台帳地目、田、現況は資材置場、面積1,910平方メートル。 変更年月日は昭和61年10月15日、確認年月日、令和4年3月15日。非農地証明となります。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菊川俊雄委員	<p>18番、菊川です。 去る3月15日に、3人の委員と事務局で現地調査を行いました。</p>

<p>議 長 富田省三委員</p>	<p>た。場所は、7ページ右です。詳しくは地元委員さんをお願いします。</p> <p>現況を確認したところ、現在、シノなどが出ており、荒れ地になっている状況でした。地目変更ということですので、3人の総合意見として、非農地証明書の交付は可と判断しましたので、報告します。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、富田でございます。まずもって、調査員の皆さん、ご苦労さまでございました。</p> <p>3番の件でございますが、この場所を説明いたします。これは、大洗、茨城町に関する道路がありまして、その付近にいこいの村より約1キロ程度離れたところでございます。これは場所的には涸沼のちょうど防波堤のすぐそばでございます。私、昨日、この現場を見に行きました。この現場は、昭和10年、もっと前あたりからこういう荒れ地になっておりまして、現在、見たところ、建物も少し建っておりますが、全体的には廃虚でございます。資材置場のような状態になっておりました。この現況証明の農地のあれに対しましては現況証明どおりでございます。調査員の皆様が見たとおりでございます。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり現況証明書を交付することに決定いたします。</p> <p>(議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18</p>

		<p>条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議	長	<p>続きます。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>申請件数につきましては、15件、合計で28筆、面積5万8,605平方メートルです。</p> <p>利用権の種類でございますが、賃貸借26筆、使用貸借が2筆となっております。内訳につきましては、新規が6件、農地中間管理事業が9件となっております。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第5号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(議案第6号 令和4年度農作業臨時雇標準賃金の決定について)</p>

議 長	議案第6号 「令和4年度農作業臨時雇標準賃金の決定について」を議題といたします。
議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>臨時雇標準賃金につきましては、昨年の10月に茨城県最低賃金が1時間当たり851円から879円になったことにより、10月定例総会において、最低賃金を下回らないよう、1日(8時間)当たりで7,100円に変更したところです。</p> <p>令和4年度の額につきましても、昨年10月総会で決定した額と変更ありませんが、日雇作業及び請負作業を議案書のとおり上程いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第6号 「令和4年度農作業臨時雇標準賃金の決定について」は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	こちら2件の届出がございました。3筆で合計面積は5,549

	<p>平方メートル。ともに合意解約となっています。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定 による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちら2件の届出がございました。4筆で、面積につきましては合計で3,480平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の 規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>こちら2件の届出がございました。地目、畑、3筆で、面積2万779平方メートルでございます。 添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和4年2月16日、令和4年2月28日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>

	<p style="text-align: center;">(報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第4号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>法務局より1件の照会がございました。 筆数は4筆で、地目、畑から宅地への変更が3筆、畑から山林への変更が1筆です。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和4年3月15日付で会長専決処分により回答しております。 以上でございます。</p> <p style="text-align: center;">(報告第5号 農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第5号「農地等の贈与税納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>贈与税の納税猶予に関する引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書につきましては、2件、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては、12件、不動産取得税の徴収猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書につきましては、12件、証明する期間及び交付日は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。こちらでも会長専決処分により証明書の交付をいたしました。 以上でございます。</p>

	<p style="text-align: center;">(報告第6号 鉾田市農地利用最適化推進委員 候補者の選考結果について)</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第6号 「鉾田市農地利用最適化推進委員候補者の選考結果について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>農地利用最適化推進委員の選考につきましては、先月の総会において6名の候補者選考委員が選任されまして、令和4年3月11日に鉾田市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しました。地区推薦32名、公募3名、計35名が記載されておりまして、議案書記載のとおり選考結果となりましたので、ご報告いたします。 なお、農地利用最適化推進委員の選任（決定）につきましては、農業委員の改選後に開催される総会、最初の総会において議案として上程されることとなります。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。 続きまして、その他について何かありましたらお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>私のほうから1点、報告させていただきます。 今月9日の令和4年第1回鉾田市定例会において、農業委員の人事案件が全会一致で同意されました。現職の農業委員からは、10名の方が再任となります。再任される皆様には、4月1日午後1時30分から辞令交付及び第1回臨時総会を予定してございますので、よろしく願いいたします。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局から、続いてお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>皆様、こちらの資料1の鉾田市農地賃借料情報というのをちょっと御覧いただきたいと思います。 鉾田市農地賃借料情報につきましては、毎年作成することとなっ</p>

	<p>ています。</p> <p>今回、令和3年1月から令和3年12月まで1年間に契約されました賃貸借契約に基づきまして、特殊な契約や使用貸借、そういった取引を除いて平均の金額を積算して作成しました。金額につきましては10アール当たり、田んぼにつきましてはデータ数が68件で、平均額が1万4,000円、畑につきましてはデータ数322件で、平均額が1万3,600円となっております。その他内容につきましては、お目通しのほどお願いいたします。</p> <p>以上になりますが、こちらにつきましては、結構、農業委員会にも問合せがあります。委員さんのほうにも問合せがあるかと思しますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、事務局ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、皆さんのほうから、その他ありますでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会3月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時25分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;"> <u>議長(会長)</u> <u>23番 委員</u> <u>24番 委員</u> </p>

